

平成29年度 第13回豊能町教育委員会会議（3月定例会）議事録

日 時： 平成30年3月26日（月） 午前9時30分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	宮崎 純光（教育長職務代理）
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課長	入江 太志
	教育支援課長	小田 恵美子
	教育支援課主幹兼子ども支援室長	川西 弥生
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課主査	高田 浩史

傍聴者： 0名

会議次第

○審議事項

- 第20号議案 平成29年度新規採用者の正式採用について
- 第21号議案 豊能町青少年指導員の委嘱について
- 第22号議案 豊能町スポーツ推進委員の委嘱について
- 第23号議案 平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 第24号議案 豊能郡地区教科用図書採択協議会規約改正に関する協議の件
- 第25号議案 豊能町学校問題調査対策委員会規則制定の件
- 第26号議案 平成30年度豊能町教育基本指針について

○その他

小中学校の夏季休業中の取扱いについて

○各課・室の報告

開会 午前9時30分

（議 長）

皆さん、おはようございます。

それでは、3月の定例会をはじめたいと思います。

平成29年度の最後の定例会ということで、よろしくお願いします。

それでは会議を始めます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので、只今から平成29年度第13回豊能町教育委員会会議（3月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議 長)

本日は、審議事項7件、その他1件を議題とさせていただきます。

第20号議案は個人情報を取り扱うため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

= 異議なし =

(議 長)

全員異議なしと認めますので、第20号議案は秘密会とします。

---

[第20号議案は秘密会により非公開]

---

(議 長)

次に、第21号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」審議いたします。

当議案は、個人に関する青少年指導員の委嘱の可否を審議するものであり、坂口教育委員も議事の対象となっています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、坂口委員には退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

= 坂口委員、退席 =

それでは、事務局の提案説明を求めます。

(事務局)

おはようございます。生涯学習課の中谷です。

それでは第21号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」の提案理由の説明を行います。

豊能町青少年指導員設置要綱第4条の規定に基づき、任期満了に伴う青少年指導員の委嘱を行いたく教育委員会会議での議決を求めるものでございます。

それでは第21号議案関係資料をご覧ください。

豊能町青少年指導員の委員委嘱数は38名で、被委嘱者は次のページの委嘱予定者名簿のとおりとなっております。

今回新任の方が11名、継続の方が27名で、こちらは全て各自治会長からの推薦をいただいた方となっております。

委嘱期間は平成30年4月1日より平成32年3月31日までで、委員報酬は年額12,000円となっております。

説明は以上です。ご審議賜り、決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の提案説明に対する質疑を求めたいと思います。

(委 員)

定員40名ということですが、38名ということはお二人はなかなか見つからないということですか。

(事務局)

定員5名のところで4名のところが、ときわ台、吉川2人のところがお一人ということになっているのですが、いままで37名とかいうときもあったのですが、極力推薦をいただいているのですが、自治会で推薦いただける方ということで今回は38名だったということです。前々、前年度も38名で、その前はずっと37名のときもありまして、運営するには問題なく行けているということをお願いしたいと思います。

高山と吉川が2名の定員のところ、1名ということです。ときわ台は欠員ございません。

(議 長)

継続していただいている方は、長い方はおられるのでしょうか。

(事務局)

はっきりした年数は手元に資料はございませんが、30年近い方もおられまして、今回28年くらいされた方が、今季限りでということで引き受けていただいている方もおられます。

(議 長)

長期にわたって子どもたちのために努力していただいている方が沢山おられるということで、大変ありがたいなと思っています。

(議 長)

他にご質問・・・よろしいでしょうか。

では質疑を終結します。採決を行います。

只今提案のありました第21号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

挙手全員であります。よって第21号議案は可決されました。

では、坂口委員入っていただきます。

= 坂口委員、入室 =

(議 長)

では次に、第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局の提案説明を求めます。

(事務局)

それでは第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をいたします。

スポーツ基本法第32条の規定に基づき、任期満了に伴うスポーツ推進委員の委嘱を行いたく、教育委員会議での議決を求めるものです。

第22号議案関係資料、次のページの資料をご覧ください。豊能町スポーツ推進委員の委員委嘱数は15名で被委嘱者は次のページの委嘱者名簿の通りとなっています。

今回新規の方の経歴を説明させていただきます。

1番荒木様におかれましては、専門分野としましてバスケットボールで活動され、スポーツセンターシートスでの勤務の経験をお持ちで、スポーツに精通されている方です。

11番俣野様におかれましては、専門分野としてバドミントンで活躍され、スポーツ推進委員が主催するサイクリング、トレッキング、フロアカーリング大会などにも積極的に参加をいただいております、事業内容等にも精通されている方です。

12番松岡様につきましては専門分野としましてソフトボールで活躍され、子ども会のソフトボールの指導者を務められるなど、地域のボランティア活動にも積極的に参加されている方です。

残りの12名の方は平成29年度より継続していただいている方です。

委嘱期間は、平成30年4月1日より平成32年3月31日までで委員報酬は年額25,000円となっております。

説明は以上です。ご審議賜り、決定賜りますようお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございます。では今の提案説明に対する質疑を求めたいと思います。何かございますか。

(委 員)

この件に関してだけでは無いのですが、この前の資料と表の書き方が違って、スポーツ推進委員の方はいつから採用されたとか年齢であるとかがあるのですが、青少年指導員の方はそういうものがなくて、先ほど長年されているのかという質問が出てたのですが、同じような表にしてないという理由は何かあるのですか。

(事務局)

慣例といいますか、資料の提出方法がずっとこういう形でやってきていましたので、実は私もそういうところを感じていたのですが、毎回このような形で出しておりますので急に変わるのはいかがかなということで、同じように提出させていただきました。

(委 員)

戻ってすみませんが、青少年指導員というのは結構お子さんがいらっしゃる場所の親御さん

だったり、すごい年配のベテランの方だったりバランスよく入っているかな、というところも気になるところでもあるので、できればこういう形であるとすごく見やすくありがたいなと思いましたので、もし変更可能だったらそういう情報も今後入れていただけると助かります。

本件とはずれたところで申し訳ないですけども。

(事務局)

もう少し内容を検討いたしまして、今後提出の方法を考えたいと思います。よろしくお願ひします。

(議長)

このスポーツ推進委員は、前の青少年指導員さんと違って、事務局の方からこの人をお願いするという形でしているのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、退任される方の推薦とか、スポーツ推進委員の会長の推薦とか、そういうところで検討しまして、事務局でお願いにあがり、委嘱するという形をとっております。

(議長)

他、よろしいでしょうか。

特になければ質疑を終結します。採決を行います。只今提案のありました第22号議案「豊能町スポーツ推進委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

(議長)

挙手全員であります。よって第22号議案は可決されました。

(議長)

次に、第23号議案「平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」、事務局の提案説明を求めます。

(事務局)

おはようございます。子ども支援室の川西でございます。

第23号議案「平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」ご説明させていただきます。

豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第15号に基づき学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について承認を求めるものでございます。

1ページ開いていただきまして、学校医の内科医でございます。昨年と同様の委嘱になっております。井上先生が吉川保育所、認定こども園ふたば園、吉川小学校、西浦先生がひかり幼稚園、東能勢小学校、坂本先生が光風台小学校、小川先生が東ときわ台小学校、平賀先生が東能勢中学校、馬渡先生が吉川中学校となっております。

この委嘱につきましては、池田市医師会より推薦をいただいております。

次めくっていただきまして、学校歯科医の委嘱でございます。

北川先生が吉川保育所、東能勢小学校、吉川中学校の3カ所受け持っていただきます。植木ゆかり先生がひかり幼稚園と認定こども園ふたば園を受け持っていただきます。氷見先生は吉川小学校、東ときわ台小学校、加藤先生が光風台小学校、吉川中学校となっております。小原先生が光風台小学校、東能勢中学校となっております。ほとんどの方が大体2つの所属を受け持っていただく内容となっております。

その次に耳鼻科でございます。耳鼻科は西前先生が全9小中学校園所を受け持っていただきます。

次に眼科です。村井先生も全小中学校園所を受け持っていただきます。

最後に学校薬剤師になります。学校薬剤師は岡村先生が吉川保育所、吉川小学校、吉川中学校の3所校、千葉先生がひかり幼稚園、光風台小学校、東ときわ台小学校、仁士先生が認定こども園ふたば園、東能勢小学校、東能勢中学校となっております。

最後になりますが学校歯科医師会、学校池田薬剤師会の推薦をいただいております。

委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。どうぞご審議の方、よろしく願いいたします。

(議長)

ただ今提案のありました件について質疑を求めたいと思います。

(委員)

耳鼻科と眼科は全所、お一人の先生というのは何か理由があるのですか。

(事務局)

豊能町におきまして開業されていて、医師会に入られている方が耳鼻科では西前先生だけでございまして、眼科も村井先生しかおられないということで、ここ数年、西前先生と村井先生にお世話になっております。

(委員)

箕面森町とか連携してやるような形は取れないのでしょうか。あちらにもお医者さんがあったような気がするのですが。

(事務局)

医師会の関係がございまして、箕面の医師会は別でございますので、本町は池田市の医師会の推薦をいただいておりますので、箕面市の医師会の推薦をいただけないのかなと思っております。

(委員)

難しさがわからないのですが、地域的には近いので、お互いメリットがあるのではないのかなと思ったのですが、もし不可能であれば結構なのですが。

(事務局)

豊能町は、池田市医師会の中に入っていて、そこに負担金等を払っており、箕面市医師会とのエリアが違います。反対に箕面森町の学校が豊能町の医師に委嘱することはないと思います。確かめておきます。

(議長)

これは池田市医師会から推薦をいただいているのですね。

(事務局)

はいそうです。

(議長)

他に、よろしいでしょうか。

それでは質疑を終結します。採決を行います。

只今提案のありました第23号議案「平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

挙手全員であります。よって第23号議案は可決されました。

(議長)

続きまして、第24号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約改正に関する協議の件」について、事務局の提案説明を求めます。

(事務局)

教育支援課 小田でございます。

第24号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約改正に関する協議の件」でございます。

これは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に対する法律施行令第13条の規定により豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部改正について、次の規約案に基づいて能勢町教育委員会と協議することをご審議いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、平成30年度より能勢町立小学校及び中学校の管理運営に対する規則が一部改正されたことに伴って、また大阪府の義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項に鑑みまして豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の文言を一部改正したいと思ひます。

別添に一部改正する規約の案です。読み上げます。第一条 豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部を次の通り改正する。第6条中「ただし、指導主事は前条の事務局員を兼ねることができる。」を「ただし、同表中の校長には副校長を含む。また、指導主事は前条の事務局員を兼ねることができる。」に改める。別添に新旧表をつけてございます。また採択協議会の規約(案)をつけております。

次に、第2条 豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部を次のとおり改正する。第14条第3項中「校長」を「副校長」に改め、「教諭」を「教員」に改める。

第3条 豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部を次のとおり改正する。第15条第2を「調査研究委員会の部会及び構成員は別表（3）のとおりとし、協議会が委嘱する。ただし、同表中の校長には副校長を含む。また、指導主事は第5条の事務局員を兼ねることができる。」に改める。

第15条第4項を削除する。第15条第5項を第4項と改める。附則この規約は平成30年4月1日から施行する。

改正につきましての説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議長）

ただ今の提案説明に対する質疑を求めたいと思います。

（委員）

「副校長」が新しく加わるということなのですが、能勢町の方で新しく副校長というポストができるということですか。

（事務局）

そうでございます。平成30年度より副校長という役職が加わり、それにより規約の改正が必要になるということです。

（議長）

よろしいでしょうか。

それでは質疑を終結します。採決を行います。

只今提案のありました第24号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約改正に関する協議の件」について、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

挙手全員であります。よって第24号議案は可決されました。

（議長）

次に、第25号議案「豊能町学校問題調査対策委員会規則制定の件」について、事務局の提案説明を求めます。

（事務局）

続きまして、第25号議案「豊能町学校問題調査対策委員会規則制定の件」について、お諮りしたいと思います。

豊能町いじめ防止基本方針（平成29年9月）に基づき、豊能町学校問題調査対策委員会を豊能町教育委員会の附属機関として運営するために「豊能町学校問題調査対策委員会規則」を定める。このことについてご審議いただきたいと思います。

提案理由は、いじめ防止等の対策について調査審議、及びいじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査に関する事務を円滑に行うためでご

ざいます。

資料をめぐっていただきまして、豊能町教育委員会規則第3号と書かれたものに豊能町学校問題調査対策委員会規則案をお示ししております。なお、この付属機関に関しましては3月の議会でお認めいただきました。それに伴いまして、規則を策定するということになりました。

なお教育委員会会議におきましては、昨年の8月からいじめ防止基本方針及び豊能町学校問題調査対策委員会につきましてはご審議いただいたことと存じます。

それを来年度から規則を制定して、運営していくためのものがございます。

委員会規則の所には8月の提案の時にありましたように委員会の委員は5名で構成し、教育、心理、福祉、医療、法律等の専門家にお集まりいただきまして事務は事務局が担うということになっております。

委員の任期は3年といたします。委員会には委員長を制定し、委員長が事故あるときは副委員長がその職を代理するというのを定めております。また委員の報酬に関しましては、報償費として1日10,000円ということで、こちらの方も町の条例で認めていただいております。

今日ご審議いただきまして、今後、この豊能町学校問題調査対策委員会規則を交付する段取りとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

(議長)

ただ今の提案説明に対しまして、質疑を求めたいと思います。

この委員会は定例的には何回ぐらい予定されていますか。

(事務局)

平成30年度は初年度にあたりますので、早々に会議を開いて、あと秋ぐらいに1度ということで定例会としては2回を想定しております。

3年間の任期ですので、来年度以降は、ことが何もなければ定例といたしましては秋口に1回を想定しております。万が一、相談したい事案が出てきましたときには召集していただいて会を開くということになります。

(議長)

それでは質疑を終結します。

採決を行います。只今提案のありました第25号議案「豊能町学校問題調査対策委員会規則制定の件」について、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

挙手全員であります。よって第25号議案は可決されました。

(議長)

では次に、第26号議案「平成30年度豊能町教育基本指針について」、事務局の提案説明を求めます。

(事務局)

第26号議案「平成30年度豊能町教育基本指針について」、平成30年度豊能町教育基本指針を別添の様に定めたいと思います。

来年度の取り組みの指針を定めて、また各保育所幼稚園、こども園、小学校、中学校に周知し取り組みを推進するためでございます。

この基本指針におきましては、先日来より委員の皆様には重点目標を中心にご覧いただきまして、先般出ました豊能町の教育大綱を鑑み、また教育委員会事務局の方で教育長を中心にまとめて出された重点目標を柱といたしまして、この10本の柱をそれぞれの3課1室で来年度の取り組みとしてまとめたものでございます。大阪府から各市町村教育委員会への指導助言というものも来ておりますので、それも見据えて作成いたしました。

すでに委員の皆様にはいくつかご指摘とか、ご助言をいただいている部分もありまして、本日提出させていただいておりますものは、そちらを加味し修正したものをご提出させていただいております。

どうぞご審議いただきまして、またご助言等もいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(議長)

今年1月に重点項目を教育委員さんに協議していただきましたのち、それに基づいて今回、府の指導も含めて来年度の教育指針を作らせていただきました。

事前に資料をお配りさせていただいて、なおかつそれを修正したものと理解をしておりますので、改めて何かございましたらご意見いただいで、4月には学校園の方へ配りたいというように思います。

(委員)

用語の説明を教えてくださいたいのですが、5ページの学校教育のところがございます「PD CA サイクル」というのと、それから7ページの3の学校安全対策についての(7)の下ですね。「エピペン所有者等については個別の緊急対応マニュアルを作成し・・・」の、「エピペン所有者」というのをご説明いただきたいと思っております。

(事務局)

「PD CA サイクル」ですがこれは「P」が英語の「plan」、計画ですね、「D」は「do」、実行実施ですね、それから「C」は「check」で確認とかチェックです。「A」は「action」、行動と言うことですが、事業を推進するにあたって4つの視点で事業を回していくと言うことです。

これを円滑に回すことによって事業がスムーズにまたよりよく遂行されるという意味で使われている言葉でございます。

「エピペン」なのですが、こちらは食物アレルギーのアナフィラキシーショックを受けたりするお子さんもいます。もしそういう症状になった時にそれを抑えるための注射のようなものを教職員も打てるということになりました。

豊能町でも、使い方とか対応につきましての研修を毎年行っていますし、各学校でも養護教諭を中心に緊急対応マニュアル緊急対応時の方法を研修したり、エピペンを使ったりという校内研修をしております。

(委員)

6 ページです。教育力充実についての指示事項 (7) の最後のところですが、「小学校外国語教育との円滑な接続を留意すること」とあるのですが、英語担当の先生がいない中、ALT の先生ではなかなか接続が進まないのかなと思うのですが。

それと色々とアドバイス、意見があって、全体の中で大きく変わった場所とかございましたら教えてください。

(事務局)

小学校外国語教育についてですが、本町は小学校 4 校に外国語活動の担当教員というのがおります。事務局が音頭をとり外国語教育担当者会というのも開いております。そこには小学校 4 校の 4 人の担当者及び中学校の英語教育も来てもらって 6 人、プラス事務局で、今後小学校で英語が教科化されたり、時間数が増えるということについてとか、その他英語活動について交流しあったりしております。

ただそれだけでは各学校 1 人ということで円滑な連携というのは難しいのですが、ALT と学校の授業をつなぐという意味ではその担当者を中心にしながら、現状はやっていただきます。

来年度からは専科活動を英語でと思ひまして英語の教員が小学校に行き行って接続を円滑に進められるようにしていく。また東地区については中学校に英語コーディネーターというものを配置しまして小学校とスムーズにつないでいただくように工夫したいと考えております。

重点目標で大きく変わったところではありますが、10本の柱の中に今までずっと続けてきたこともあります。特に来年度以降力を多く注いでいきたいというものがあります。

まず、2番に当たります「0歳から15歳までの保幼小中教育のソフトハード両面の推進」。もうご存知のように町として方向性が見えてきましたので、今までソフト面は保幼小中の先生方で何回か研修を中心にしながら、生徒の交流とか職員等で取り組みを進めてきましたが、それを一層はっきりと方向性が見えてきた中で、さらに推進をしていくということです。特に学力向上面で今年度からやっている学力向上プランに関しまして、学習スタンダード、それぞれやってきた事を統一化して行ったり、後から出てきます7番の「とよの学」という郷土を愛する心を育むということで、2番のものと並行して進めていくというところが変わりました。

また、3番の学力向上プラン2年次をむかえるにあたって、こちらの方もさらに充実していくということと、「言葉の育成」という文言が加わりました。英検や漢検のサポートだとか、言葉の力の育成に特化した学力の向上を進めたいと思っております。

新指導要領が平成32年から本格実施されるのですが、それに伴いまして5番の道徳や外国のところを、優先順位を上げたというところがあります。

生涯学習課の方で取り組んでいただく読書の推進計画が新しく増えましたので、そちらも取り組んでいただくということと、あと10番は今までなかったのですが、働き方改革を意識した組織運営の推進ということで、3課1室共同で取り組んでいく。特に学校に関しましては、教育総務課の方を中心に取り組んで行き、子どもも教員も心身ともにゆとりある教育ができるようにしていきたいと思っております。

(議長)

他よろしいですか。

ないようですので質疑を終結します。採決を行います。

只今提案のありました第26号議案「平成30年度豊能町教育基本指針について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

挙手全員であります。よって第26号議案は可決されました。

(議長)

次に、その他項目の「小中学校の夏季休業中の取扱いについて」事務局より説明を求めます。

(事務局)

その他ということで、資料1枚つけさせていただいております。「夏季休業中の取り扱いについてお知らせ」という保護者宛の教育委員会からの文書を作成しております。

先ほど小田課長より教育指針の中にもありましたように働き方改革の取り組みの一環として、平成30年度より、8月13日から8月15日までの三日間につきまして学校閉庁日を試行的に実施をしていきたいと考えております。

これについては校長会等で教員負担の軽減や休暇取得の促進ということで負担の軽減を図っていきこうと、いろいろ議論を図ってまいりました。結果としてこういう形で試行しようということになりました。

平成30年度につきましては、この3日間が月、火、水曜日にあたり、土日を合わせますと5連休という形になります。

その間の問い合わせと緊急の連絡等は教育総務課で対応するというので、文書の1番下のところに記載しております。豊中で取り組まれている事例を聞きますと、お盆の間でもありますし、ほとんど連絡はないということを知っており、さほど支障は無いのかなと思っております。

それが1つ目と、2つ目としまして前回の会議で、学校管理運営規則の改正をさせていただいておりますので、中学校の夏季休業の終了日、今回につきましては8月27日から8月24日に変更しておりますので、それも兼ねて、これは学習時間の確保を図る意味もありますが2つの周知を4月当初に保護者向けの周知を図っていききたいと考えております。よろしく願いいたします。説明は以上です。

(委員)

保護者宛にはこれでいいと思うのですが、職員の勤務の扱いなのですがこの三日間については、職員は夏季特別休暇、または年次休暇で休むということで、職務免除ということでは無いのですか。

(事務局)

おっしゃるとおりで、年休または夏季休暇の扱いで対応していただこうと考えております。

(委員)

1番目の注意事項にあるような大会は今までなかったのでしょうか。

(事務局)

数字が今ははっきりしないのですが、世間一般的のお盆の時期ということで大きな大会とかは聞いたことはありません。

(議長)

他にありませんか。

それではこれで4月より周知して、8月の期間中こういう形で進めるということで行きたいなと思います。

これで、議案とその他は終わります。

(議長)

次に、前回会議以降の各課・室の報告に移ります。

順次、事務局より報告を求めます。

(事務局)

教育次長

- ・3月議会の内容報告について

教育総務課

- ・教職員の内示について
- ・平成31年度採用選考テストについて

教育支援課

- ・教職員の研修について

子ども支援室

- ・卒園式について
- ・育児の日について

生涯学習課

- ・スポーツ推進委員主催行事：トレッキング教室について
- ・オオサカン：プレミアムコンサートについて

(議長)

只今の報告事項で何かご質問ありますか。

(委員)

車の接触事故とかが時々あると思いますので、将来的に良いのですがドライブレコーダーを積むと、あて逃げとかが特定されたりとか、積んで良かったという事例もございますので、町の方でも検討していただけると良いのかなと思います。

(事務局)

私ども教育委員会だけでは判断できませんので、また町長部局の方に提言させていただきます。

(委員)

さきほどの校医の件について、私も教諭でしたので思い返して聞いていたのですが、健康診断は個々のお医者さんに来てもらうだけではなくて、豊能町の場合、その後の結果検診であったり心臓検診であったりを医師会の方をお願いして最後の判断をしていただいたりということをしておりました。なので個々のお医者さんだけと言うわけではなく医師会とのつながりが結構大きいので、箕面と連携してというのは難しいハードルかなあと感じながら聞いておりました。

システムとして診断に入っていただくのは、医師会単位になるのではないかなと思っておりました。一度、調べていただけたらいいかなと思います。

それと、指導の指針ですが事前に送っていただいて、ゆっくり読むことができ、本当に良かったと思っています。内容についても整々として書いていただいておりますので、私自身何も言う事はなかったのですが、これが学校の教員に浸透しないのが残念なところなので、毎年の事ですが学習指導要領もそうですが移行の時期に入ってきますので、その辺は管理職の先生にまず認識していただいて、教員にもしっかり認識していただきたいなと思っております。

(議長)

私も岸本委員も過去の経験を踏まえておまして、学習指導要領が大事なものだと思っております。それを踏まえるか踏まえないかによって指導力が違ってくるといように思っており、校長先生方にも3月の校長会でぜひともそれをしっかりと目を通すようにというようなことをお願いしたところでございます。

他によろしいですか。

それでは議事は全て終了いたしました。

次回は4月27日金曜日9時半からということで決めていただいておりますが、変更なしでよろしいでしょうか。

では5月の教育委員会会議の日程調整をしたいと思っております。5月の28、29、30日のいずれかをお願いしたいと思います。

28日でよろしいか。

午後3時からということで決めさせていただきたいと思っております。

以上もちまして、平成29年度第13回豊能町教育委員会会議3月定例会を閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時30分